（法第三十一条の十一第二項に規定する内閣府令で定める者）

第六条の十七の八　第六条の十七の二の規定は、法第三十一条の十一第二項に規定する内閣府令で定める者について準用する。

（法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場所等）

第七条　（略）

（法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者）

第八条　第六条の三の規定は、法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者について準用する。

（法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者）

第九条　第六条の十七の二の規定は、法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者について準用する。

（福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続）

第十条　都道府県は、法第三十七条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（特別会計歳入歳出決算書の写しの提出）

第十一条　都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、特別会計歳入歳出決算書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（福祉資金貸付金の国への償還の手続き）

第十二条　都道府県知事は、都道府県が法第三十七条第二項又は第四項の規定による償還を行つたときは、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

一・二　（略）

２　都道府県知事は、都道府県が福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、令第四十四条の規定による措置をとるごとに、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

（その他必要と認められる書類の提出）

第十三条　内閣総理大臣は、前三条に定めるもののほか、法第三十七条第一項の規定による国の貸付け並びに同条第二項、第四項及び第六項の規定による国への償還に関し、必要と認める書類の提出を求めることがある。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第十四条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十一条の十一第二項に規定する内閣府令で定める者） **第六条の十七の八**　第六条の十七の二の規定は、法第三十一条の十一第二項に規定する内閣府令で定める者について準用する。 （法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場所等） **第七条**　（略） （法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者） **第八条**　第六条の三の規定は、法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者について準用する。 （法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者） **第九条**　第六条の十七の二の規定は、法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者について準用する。 （福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続） **第十条**　都道府県は、法第三十七条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　（略） （特別会計歳入歳出決算書の写しの提出） **第十一条**　都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、特別会計歳入歳出決算書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。 （福祉資金貸付金の国への償還の手続き） **第十二条**　都道府県知事は、都道府県が法第三十七条第二項又は第四項の規定による償還を行つたときは、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。 一・二　（略） ２　都道府県知事は、都道府県が福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、令第四十四条の規定による措置をとるごとに、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。 一～三　（略） （その他必要と認められる書類の提出） **第十三条**　内閣総理大臣は、前三条に定めるもののほか、法第三十七条第一項の規定による国の貸付け並びに同条第二項、第四項及び第六項の規定による国への償還に関し、必要と認める書類の提出を求めることがある。	（法第三十一条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める者） **第六条の十七の八**　第六条の十七の二の規定は、法第三十一条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。 （法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等） **第七条**　（略） （法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める者） **第八条**　第六条の三の規定は、法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。 （法第三十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者） **第九条**　第六条の十七の二の規定は、法第三十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。 （福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続） **第十条**　都道府県は、法第三十七条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　（略） （特別会計歳入歳出決算書の写しの提出） **第十一条**　都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。 （福祉資金貸付金の国への償還の手続き） **第十二条**　都道府県知事は、都道府県が法第三十七条第二項又は第四項の規定による償還を行つたときは、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。 一・二　（略） ２　都道府県知事は、都道府県が福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、令第四十四条の規定による措置をとるごとに、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。 一～三　（略） （その他必要と認められる書類の提出） **第十三条**　厚生労働大臣は、前三条に定めるもののほか、法第三十七条第一項の規定による国の貸付け並びに同条第二項、第四項及び第六項の規定による国への償還に関し、必要と認める書類の提出を求めることがある。
（妊娠の届出） **第三条**　法第十五条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略）	（妊娠の届出） **第三条**　法第十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略）